

舞鶴柔道連盟事業（大会等）開催にあたっての安全対策ガイドライン

舞鶴柔道連盟

1 具体的な感染防止対策

（1）基本的感染防止対策

- ア 会場においては、手洗いや咳エチケット（マスク着用厳守）などの基本的な感染症対策を徹底する。 **※マスク着用がない場合は入場できない。**
 - ・観客席の保護者及び児童生徒等は常時マスク着用。
 - ・補助役員、顧問・引率者・監督、大会運営委員、大会本部が特に入場を許可した関係者は常時マスク着用。
 - ・参加者は活動中を除いてマスク着用。
- イ 会場出入口や試合場内に消毒液を設置し、適宜消毒ができる場を確保する。
- ウ 主に参加者の手が触れる場所をアルコール等で定期的に拭き取りを行う。
- エ 密閉空間を避けるため、定期的に会場内に外気を入れる換気を行う。空調や衣服による温度調節を含めて、温度・湿度管理に努める。また、熱中症にも注意する。
- オ 密集場所を避けるため、観覧席や控え所等ではソーシャルディスタンスを確保させる。更衣室等の利用にあたっては短時間の利用とし、一斉に利用しないなど留意するよう指導する。また、会場への出入りについては時間差を設けるなど動線を工夫する。
- カ 密接場面を避けるため、握手やハイタッチ、近距離での会話等はしないようにさせ、応援は極力拍手のみで行うことを連絡する。
- キ 引率者は、活動（試合等）の、前に選手・他の入場児童生徒等の健康観察シートの提出とともに、健康状況を確認する。体調不良の児童生徒等がいた場合には「（2）当日、生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合の対応」に従って対応する。
- ク 競技中の水分補給に関しては共用せず、個人のものを使用する。
- ケ 共有物の適正な管理または消毒を徹底する。
- コ ゴミは必ず持ち帰って処理することを徹底する。
- サ 競技会場内は**入場制限を行う**。会場への入館は当日活動（試合等）に出場する選手、それ以外の柔道部員、補助役員、顧問・引率者等とする。
- シ 活動（試合等）に参加した者の中に感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、速やかに公的機関に報告する体制を整える。

（2）当日、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

- ア 発熱等の症状がみられる場合、**大会出場及び会場への入場を認めない**。（事前周知を徹底）
- イ 当日、急に症状が出た場合は、保護者及び各所属責任者に連絡して帰宅させる。
- ウ 体調不良の生徒の健康状況については、引率者から舞鶴柔道連盟責任者に報告し、舞鶴柔道連盟は府柔連・全柔連及び定められた機関に報告する。
- エ 引率者は児童生徒等の健康観察を徹底する。
- ※ 活動後、健康観察シートを全参加者分定められた期間必ず記入し各所属団体に保管しておくこと。

- ※ 活動後、新型コロナウイルスに感染したことが確認された場合は関係機関（学校等）等や行政機関の指示に従い、その経過については、他の児童生徒等の健康状況とともに舞鶴柔道連盟に報告する。また、全児童生徒等の健康調査表も舞鶴柔道連盟に提出すること。
- ※ 事前の健康観察で異常が認められる者、濃厚接触者と特定された者は試合への出場や会場への入場を認めない。また、場合によっては該当校の出場や関係者の入場を制限する場合がある。

2 参加申込について

- (1) 参加承諾書に必要事項を記入、押印の上、提出させ、各所属団体責任者の責任のもとに参加させる。承諾書は各所属団体責任者が保管し、活動（試合等）会場に持参すること。
 - ※ 承諾書の提出は会場に入場する全ての参加者が対象となる。
- (2) 活動（試合等）の参加を強要することがないように十分配慮すること。

3 会場への入場制限について

- (1) 会場に入場する者全員に対し、入場時に検温を行う。検温で 37.5°C以上の発熱があった場合は「1（2）」の対応とする。
- (2) 選手・補助役員以外の応援児童生徒等は試合場内への入場はできない。（観客席にて応援）また、保護者も試合場内へは入場できない。
- (3) 舞鶴柔道連盟が特に入場を認める者は、検温後、所定の用紙に必要事項を記入し、入場すること。

4 その他

- (1) 今後の社会情勢の変化にともなう各機関のガイドラインの変更等により、本ガイドラインも変更しうるものである。